

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座ってやらせていただきます。

欠席届が出ております。商工観光課長、高橋課長、公務のため。産業企画担当、森内課長、公務出張のため。2名、欠席届が出ています。よろしくお願ひいたします。

本日は、議案審査を予定しています。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき委員長から議長に申し入れて、区長にご出席を頂いております。区長におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の日程及び資料をお配りしていますので、確認を頂きたいと思ひます。議案審査7件、地域振興部の報告事項が2件です。この日程に沿って進めたいと思ひますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。当委員会に送付されている陳情審査は、次回の委員会で行いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第42号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第42号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約についてご説明をさせていただきます。政策経営部資料1をご覧ください。

工事場所は、九段南四丁目7番先から三番町30番地先。大妻通りの先から東郷元帥記念公園の前までとなっております。

工事概要ですが、本工事は二七通り東地区電線類地中化の最後の工程となる道路整備工事であり、歩道を拡幅し、段差をなくすなど、バリアフリーに配慮するとともに、保水性舗装、街路灯のLED化など、環境にも配慮した整備を行うものでございます。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日まででございます。

契約方法は制限付一般競争入札とし、入札参加資格要件は裏面のとおり設定いたしました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

入札参加資格要件は、2者構成の建設共同企業体（JV）又は単体のどちらか一方での参加とし、JVの場合は、第一順位の構成員は本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること、第二順位の構成員は本店又は支店等が千代田区内にあること、単体事業者の場合は本店又は本店等が千代田区内にあることなどと設定し、一定の道路舗装工事の実績を求めました。

入札参加に当たっては、参加者が要件を満たしていることを確認できる書類の提出を求め、要件を全て満たしていることを確認した上で入札を行っております。

表面にお戻りいただきまして、入札の結果、落札者は常盤工業株式会社、落札金額は2億8,380万円。落札者を契約の相手方として予定してございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

なお、参考資料としまして、委員の方のみに、9月5日に開催された環境まちづくり委

員会の資料と該当部分の議事録を配付いたしましたので、ご確認を併せてお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方。

○のざわ委員 今、この二七通りの東地区歩道拡幅工事についてというところを見ています。この3、こちらでございます。3.工事概要、幅員約11メートルとあるんですけども、このうち歩道の幅員は何メートルぐらいになるか教えていただけますでしょうか。

○武笠契約課長 道路幅員は11メートルで、現在は車道が7メートル、歩道が各2メートルとなっております。こちらを、歩道を2.5メートルにそれぞれ拡幅いたしまして、車道は6メートルとなる予定でございます。

○のざわ委員 今、歩道の幅員2.5メートルにする予定というお話がございましたが、これ、こちらの千代田区緑化推進要綱というのがございまして、ご承知のとおりだと思いますが、その別紙2の1、公共施設（道路・公園・河川）の（1）道路（道路法第3条で求める区道のうち、区が設置し又は管理する道路）の丸1、歩道幅員2.5メートル以上の道路のときは、道路の区分又は状況に応じて植樹帯、街路樹又はそのいずれかを設けるというふうに、ここに書いてございますが、今の、この、それで、ちょっとこの写真を拝見させていただきますと、今申し上げた植樹帯、街路樹が写真にはないので、今回はつけられないのかなというふうに思うんですけども、まず一つ、この方向にされるという状況におきましたら、まず、どういうお話し合いがございまして、この街路樹、緑地帯が今のところ写真に見えないんですけども、こういう形にするということに関しまして、街路樹、緑地帯を配置しないということが、地元で合意された、どういう経緯を持って決められたのかということに関しましてご説明いただきたいのと、もしその状況が頂けるようでしたら、頂けませんか。

以上でございます。

○小林委員長 休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時41分再開

○小林委員長 はい。それでは、委員会を再開します。

答弁をお願いします。

○武笠契約課長 契約の中で、植樹についての内訳があるかというご質問ですけども、現時点では、植樹という計画はございません。

○小林委員長 よろしいですか。

はい、のざわ委員。

○のざわ委員 もう一つ、ちょっと区民の方から、植樹にご関心のある方のご質問で、あと1問だけお許しいただきたいんですが、平成30年の企画総務委員会で、二七通りの協議会の論点メモというのが議会に提示されたということなんですが、その中に街路樹の検討という項目があるんですけども、今回、契約議案の中で、街路樹も植樹もないという契約になっていっちゃうと今お話があったんですが、これは議会及び地元の意向と考えてよろしいのかと、どういう経緯でそういう契約になったかというところ、教えていただけたらと思います。

以上でございます。

○小林委員長 休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁をお願いします。

○武笠契約課長 二七通りの整備につきましては、ずっと電線地中化から続く協議会が今も設置されてございまして、その中で、協議の結果、今の植樹なしという計画で、計画となって、地元のご了承も頂き、契約締結請求が上がってきたと聞いております。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 あ、いいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑ございますか。

○小野委員 今回の、この二七通りの入札結果として2者、業者名が挙がっています。こちら、今回落札された会社なんですけれども、ほかに区の事業というのはされているんでしょうか。

○武笠契約課長 申し訳ございません。現在、こちらの業者さんが区の事業を行っているかというものは、資料が手元にはございませんけれども、これまでに区の事業の実績のある業者ではございます。

○小野委員 今回、契約ということで、この落札金額が提示されています。ここ昨今、本当にどこも価格が変動しやすく、せっかく入札をかけて、そして落札をしても、結果的に、その後いろいろな理由で価格が増額していくというところが、意外と情報としてあれば、場合によっては入札する際の金額を低めに抑えて、ここで予定価格、事前公表があるわけですので、そこから——そこまでは多分予算的に見積もっているんだなというところで、ちょっと上がった見方かもしれませんが、落札金額を限りなく抑えて、後で増額の交渉ができるというような考えも、企業であれば、ある程度持つ可能性はあるのかなというふうにも思いました。今後、この事業が実施されていくと思うんですけれども、今、いろんな、材料も含めてですけれども、非常に価格が増額傾向にあるというところで、もし、この入札した落札金額から、またプラスで価格が上昇していくというときになったときに、どんな交渉をされていくのかというところを、考え方で結構ですので、教えてください。

○武笠契約課長 ただいまご指摘いただきましたとおり、入札に際しては、決してダンピングなどが行われないよう、不当に低い価格での入札が行われないよう、最低制限価格というのを設けまして、一定以上の価格での落札となるよう、工夫をしているところでございます。

現在、いろいろ資材の単価等も高騰している状況がございまして、工事費の積算に当たりますと、現在の労務単価ですとか資材単価、東京都が使っております公共工事の積算単価を使って積算を行っておりますので、それ以上に労務単価であったり資材単価が上昇した場合には、事業者からの請求に基づきまして、その上昇分について協議を行い、変更する可能性もあると考えてございます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。やはり契約金額というところ、非常に重たいと思いますので、どういうものに照らし合わせて適正に、例えば物価高騰という言葉だけではなくて、いろんなものに照らし合わせて、慎重にご判断を頂きたいと思っておりますので、ぜひ、その辺りのところは引き続き徹底をお願いいたします。

ここから先のものも、一部変更が非常に多くなると思いますので、そうした今の情勢では致し方のないところもあると思いますけど、今後について、契約をされる場所、またそれぞれの所管とのやり取りというのがあると思うんですけど、その辺り、今後どのように連携をされていくのかということも、ぜひお示しいただければと思います。いかがでしょうか。

○武笠契約課長 先ほどちょっと説明が不足してございまして、万一、価格、資材単価ですとか労務単価の上昇があった場合にも、単なる協議ではなく、法に定められた運用に従って、その上昇分については協議を行うこととなっております。今後も、引き続き、業者の厳しい状況もある中ではございますけれども、適正な契約となるように、所管とも連携し、協力した上で努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

すみません、今の中で最低制限価格、これは入札時は公表していませんよね。

○武笠契約課長 あ、はい。

○小林委員長 で、終わった後に公表しますよね。

○武笠契約課長 最低……

○小林委員長 最低制限価格。

○武笠契約課長 あ、最低制限価格は……

○小林委員長 公表しない。

○武笠契約課長 しません。

○小林委員長 しない。

○武笠契約課長 はい。

○小林委員長 その最低制限価格があるから、それを下回っちゃったものは……

○武笠契約課長 失格になります。

○小林委員長 失格ということだね。

○武笠契約課長 はい。

○小林委員長 ですね。

はい、よろしいですか。ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 では、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略でよろしいですか。はい。

それでは、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第42号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約に

ついて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第42号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第42号の審査を終了いたします。

次に、議案第43号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更についてですが、議案第44号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第45号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部変更について、議案第46号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更については、関連をするために一括で説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第43号から46号、区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事とそれに伴う設備の工事につきまして、一括してご説明をさせていただきます。資料の2から5でお願いいたします。

本件は、お茶の水小学校・幼稚園改築に係る建築及び設備工事の設計変更を受けまして、契約変更の手続をするものでございます。

変更の理由は、関係官公署、すなわち東京都や神田消防署による指導、現場の詳細調査や機器の仕様に基づく変更、労務単価の増及び資材の高騰により、契約約款のスライド条項を適用したことによる増額でございます。

まず1件目は、改築工事の変更について。政策経営部資料2をお願いいたします。

変更前の契約金額68億9,880万4,000円から約8%増加し、74億5,178万5,000円となっております。

変更の理由は、先ほど申し上げました内容が項番6のところに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

2件目は、資料の3でございます。

項番4をご覧ください。変更前の契約金額7億1,991万7,000円から約6.7%増加し、7億6,818万5,000円となっております。

変更の理由は、項番6に記載のとおりでございます。

3件目は、資料の4。

変更前の契約金額7億1,474万7,000円から7%増加し、7億6,510万5,000円となっております。

変更の理由は、項番6に記載のとおりでございます。

4件目、給排水衛生設備の工事の変更でございますが、資料の5でございます。

変更前の契約金額6億9,810万4,000円から約14%増加し、7億9,610万3,000円となっております。

こちらの変更の内容は項番6に記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

○秋谷委員 資料2の6の(3)なんですけど、これ、校章・園章の新設等による増額というのは、具体的にどういったことだったんでしょうか。

○佐藤施設経営課長 この校章・園章でございますけれども、当初計画では、従前使っておりました校章・園章を利用しようというところで考えておりました。この従前のものが、おおよそ30年ぐらい前に作った鋳物で、直径1メートルぐらいで、大体重さが50キロぐらいというところで、それをつけようと思っていたんですけど、施工者のほうから、鋳物でできているので、割れて落ちる可能性があるのと、そういったお話を頂きまして、所管部である子ども部のほうと話をしたところ、それであれば新しいものを作ったほうがいいんじゃないかといったところで、FRP製なんですけど、それを設置するというものでございます。

○秋谷委員 あ、そうですか。この4、見たところ、もともと校章というのをつけるものなのに、途中で増額になっているから、どうしてかなと思って。分かりました。

もう一点、資料3の、これも6の(3)なんですけど、校庭照明の追加、これはどのようなものなんですか。

○佐藤施設経営課長 もともと設計の段階では、校庭の照明はございませんでした。ただ、夜間開放は、今現在教育のほうで検討しているという部分があるんですけども、やはり父兄の方が入ってきたりとか、そういった場合に足元が暗いと。そういった部分があるので、それに対応するといった観点から整備をしていくというところで、新たに設置したというものでございます。

○秋谷委員 じゃあ、これはあまり、何、何というんですか、グラウンド全部を照らすようなやつではなくて、人が歩く道を照らすような感じなんですかね。

○佐藤施設経営課長 歩く部分を重点的にという部分はございますけども、競技まではなかなか難しいところはございますけれども、全体の照度としまして、100ルクス程度は確保していると。校庭全体として、100ルクス程度は確保しているぐらいの照明でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 契約変更ということで、内容は、スライド条項、これはよく聞く言葉です。これはもう労務単価とか、先ほど課長がおっしゃったように、決められているので、致し方がない。で、賃金アップというふうにつながるんで、そう思っています。現在の大体の上がる率、今回の上がった労務単価、どれぐらい上がっているか教えていただけますか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○佐藤施設経営課長 インフレスライド部分の、いわゆる上昇率の部分でございますけれ

ども、おおよそでございますが、建築工事につきましては7.6%、電気設備工事に関しましては5.1%、空調設備工事につきましては3.5%、給排水衛生設備工事につきましては4.8%というところでございます。様々な工種がございます、その部分での上昇率が変わってくる。また機器、そういったものについても上昇率が変わってきますので、各工事によって率が変わってきているというところでございます。

○小林委員長 はい、米田委員。

○米田委員 はい。ありがとうございます。

今後、様々な契約案件が出てくると思います。工事案件も含めて。そういったときに、なかなか予想するのは難しいでしょうけど、これまで、この1年、2年、3年、ずっと上がってきていると思います。今、課長がおっしゃった割合とかを含めて、今後積算していくべきだと思いますけど、その辺のところの対策はどうされる予定ですか。

○佐藤施設経営課長 積算、当初の部分につきましては、積算自体につきましては、国・東京都も、区も行っておりますけども、営繕積算方式といったところで、細かく仕上げの数量、それに伴っての単価といったところで行っております。単価につきましては、東京都、23区、同じような形で、RIBCというようなものがございまして、その単価を使っているというところがございます。それにつきましては、以前ですと年に1回出て、単価の見直しというのはなかったんですけども、現在、月に一度、単価の見直しを行っておりますので、それを見越した形での設計・積算になってきているというところがございます。

ただ、一方で、今の、今現在の建設物価の高騰を見ますと、それでもなかなか追いつかないというところがございます。そういったしますと、これは契約約款のほうでございますけれども、物価の上昇、労務単価の高騰、それが実勢に合わなくなった場合のときのインフレスライドとかという部分がございますので、そういったものを適宜踏まえた形での対応というものを行ってまいります。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

初めに、議案第43号について、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第43号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第43号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号につきまして、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第44号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第44号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号について、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第45号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第45号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号について、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第46号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第46号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、後楽橋補修補強工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第47号、後楽橋補修補強工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料6に基づきましてご説明させていただきます。

本件は、後楽橋補修補強工事の設計変更を受けまして、契約変更の手続をするものでございます。

では、資料の項番4をご覧ください。変更前の契約金額17億7,262万300円から17%増加し、20億8,267万6,200円となっております。

変更の理由ですが、項番6の変更内容をご覧ください。（1）、こちらは足場設置後の

調査や歩道の床版、床の部分ですけれども、撤去後に塗膜の剥離及び塗装の追加が必要なことが判明したための増。（２）は、橋の荷重を支える資材や高欄、いわゆる欄干の部分ですけれども——など、橋梁の構造を変更する必要が生じたことによる増。（３）は、通勤通学で日常的に通行する、障害のある方から要望を受けたことによる交通誘導員の増。

（４）は、労務単価の増及び資材の高騰により、契約約款のスライド条項を適用させたことによる増となっております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がある方。

○大坂委員 後楽橋の補強工事ということで、これは千代田区と文京区にまたがってかかっていると思うんですけれども、この費用については、折半、５０％：５０％という考え方でよろしかったでしょうか。

○武笠契約課長 文京区と協定を結んでございまして、折半する形となっております。

○大坂委員 ということであれば、こういった形で増額になるというような報告というのは、文京区側にも同じようにされるという形でよろしいでしょうか。

○武笠契約課長 所管において文京区側にもお伝えしまして、文京区側での議会でもご審議いただくようになってございます。

○大坂委員 千代田区の場合、区境に川が流れているという関係で、こういった、他の自治体と共同で作業しなければいけないという橋がたくさんあると思うんですけれども、今現在、実際行っている工事というのは、後楽橋だけになるかとは思ってますけれども、今後、こういった形で、ほかの区と協議をした上で進めていかなければいけない橋の工事、補強工事等々というのは、計画はありますでしょうか。

○武笠契約課長 現在行っている工事の中で、お茶の水橋は、やはり文京区との協定を結んで、やっている工事となっております。そのほか、先日ご議決いただきました雉子橋ですとか、新川橋の工事に着手するところでございますけれども、この辺は、あらかじめ、こちらにつきましては、特段、区（発言する者あり）はい、区をまたぐものではないので、そういった状況にはございません。今後、計画の中で区境にある橋の改修などが出てきた場合には、東京都から譲り受けたときに、あらかじめ決められた協定の内容などもあるようではありますが、そちらを踏まえた上で、隣接する区と協定を結んで工事を行うことになるかと考えてございます。

○小林委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略。じゃあ、省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第４７号、後楽橋補修補強工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第47号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第47号の審査を終了いたします。

次に、議案第48号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。

執行機関から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第48号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料7に基づきましてご説明させていただきます。

では、資料項番4をご覧ください。今回の契約金額は裏面にございます。すみません。変更前の契約金額、6回目のところ、11億325万2,380万円から26.5%を増加し、（発言する者あり）あ、失礼いたしました。金額、訂正いたします。11億325万2,380円から26%増加いたしまして、13億9,526万6,080円となっております。

変更の理由は、項番の6をご覧ください。（1）、こちらは土留めの部分に損傷や沈下が生じたことによる擁壁の設置、（2）は遊具やフェンスの構造変更、（3）は東郷坂の混雑緩和のためのスロープの暫定整備と、公園上段分の部分開放に伴う整備による増額、（4）は工事延伸に伴う交通誘導員の増となっております。こちらと合わせまして、工期を令和8年3月31日まで延伸いたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○小野委員 変更内容にあります（2）の遊具の変更というところなんですけれども、これはもともとなかったものを設置することになったのか、それとも遊具の種類を変更になったのかとか、その辺りの詳しいことは分かりますでしょうか。

○武笠契約課長 遊具、もともと設置の予定はございましたけれども、中には予定していた遊具が廃番になってしまったものもございまして、種類の変更を行う、また、インクルーシブ遊具などの導入に伴う増額と聞いております。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○米田委員 当初から相当、何回も何回も契約されて、で、皆さんで話し合ってたということは承知しております。また、このことに関しても全然、わたし的には問題があるとは思っていません。ただ、これを踏まえて、契約課としてですよ、この7回までになって、この金額になった。これ総括してどう思われているか、ここだけ1点、聞かせていただけますか。

○小林委員長 契約課が答えるの。契約課が答える。聞かれている、こっちは。はい、契約課長。

○武笠契約課長 ご指摘いただきましたとおり、契約、特に入札で決まった契約というものは変更しないという前提はもちろんです。そこは私どもも強く認識しているところでございます。ただ、工事の場合は、どうしても土壌の中から障害物が出たりですとか、

現地で詳細の調査を行ったところ、設計どおりにはいかない部分ということが大体の部分において生じてまいりまして、契約変更の手続を踏むこともやむを得ないというふうを考えてございます。

○米田委員 私もこの契約、変更するたびに承認しておりますし、十二分に理解しております。特に鉛とか。で、皆さんで話し合った、で、こういうふうになっているというのは理解しているんですけど、やっぱり安易にはしていないと思うんですけど、契約課でしっかりチェックしていく。これが今後、重要なことかなと思っているんですけど、その辺のところ、最後聞かせていただけますか。

○武笠契約課長 ご指摘ありがとうございます。契約課におきましても、工事の所管課とはふだんから情報交換をさせていただきまして、連携・協力を行った上で変更が生じた場合にも、その詳細について確認し、話を伺って手続を踏むようにしております。これからも工事所管課との連携は密にいたしまして、適切な契約が行われるように努めてまいります。

○小林委員長 よろしいですか。委員の言われることはごもっともかと思えますよね。一番初めの契約が6億、倍になっているという、契約、どう見ているんですかという話ですよ。その辺はまた、これは本当に異常なことで、いろいろ区民の意見も聞いてきたりしていると思って変更になっているのもあるんでしょうけど、やっぱり異常なことは異常、期間も長いことは長いというのは、いろいろ本会議でも指摘されたりしていますので、契約課もしっかりチェックしてほしいということだと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑はほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし、はい。それでは、質疑終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略いたします。よろしいですね。はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第48号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第48号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第48号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

区長退室のため休憩いたします。区長、ありがとうございました。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者から説明を求めます。

○千賀コミュニティ総務課長 それでは、地域振興部（１）指定管理者施設に関するモニタリングについてということでございます。

こちら、資料のほう、A3判の地域振興部資料1-1から1-5、それから参考でございますけれども、A4判で地域振興部所管の指定管理者施設で、こちらは今日、報告外の内幸町ホール等も入っておりますが、一連で参考資料ということでおつけしておりますけれども、こちらを基にご報告をいたします。

まず、A3判の資料1-1のほう、これが本日の、モニタリングについての全体の説明ということを行いました後、資料1-2から1-5にかけて、各施設についてのモニタリング結果を各所管から報告いたします。

それでは、まずモニタリングの全体像、地域振興部資料1-1でございます。こちらをご説明いたします。

その前に指定管理者制度について、ごく簡単にご説明いたしますが、従来、公共的団体のみに限られたホールや図書館、福祉施設などの住民の福祉を充実する目的で住民に利用してもらうための公の施設の管理をより効果的、効率的に行うため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、これは地方自治法上の規定に基づく制度として、既に各自治体等で取り入れられておりまして、当区でも施設管理を行っているというところでございます。

では、その1番でございますが、モニタリングの全体像でございます。千代田区では、その指定管理者制度を導入した施設について、施設の管理運営状況を的確に評価・把握しまして、必要に応じて改善指導を行っていくため、区独自の制度として定期的にモニタリングを実施しています。

次に、モニタリングの内容、その下に3点ございますが、こういった三つの柱から構成されているということでございます。

まず、（１）区としての責任の遂行。事業報告や現場確認、これは直接の事業者との、それと所管との関係でございますけれども、区の責任において事業の実施状況を確認するという。2点目でございますが、区民・利用者からの視点ということで、利用者等の声、アンケート等を通じて、その利用者の声を的確に把握するという。それから、3点目が本日の報告に関連することでございますが、専門家からのアドバイス。これが二つございまして、経営状況と労働環境について、それぞれの専門家からアドバイスを受けるというような形を取っております。この3点を柱に行っておるというところでございます。

こうした観点から、区で運営状況を的確に把握・評価するとともに、必要に応じて改善指導を行っておるというところでございます。

その3点目の専門家からのアドバイスに係る部分、ご報告をいたします、につきましてご説明をいたします。これが2番になります。

こちらでございますけれども、二つ具体的にございます。経営財務のモニタリング、それから労働環境のモニタリングということでございますけれども、それぞれご説明をいたしますが、まず経営財務のモニタリングにつきましては、公認会計士等による経営財務のモニタリングということで定期的に行うということ。施設の経営状況等リスク管理、また、事業展開の在り方などについて、利用者の声などもヒアリングしながらチェックするもので、一方で労働環境のモニタリングにつきましては、施設に働く従業員の労働環境をチェック

するものということでございます。これらにより、それぞれの評価を経て、適切な運営とともに、サービスの維持向上につなげていくということになります。

続きまして、右のページに移りまして、3、労働環境・経営財務モニタリングのスケジュールということでございます。こちらでございますが、そちらの模式図でございますように、指定管理者となって1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、それから、2年目から3年目にかけて公認会計士による経営財務モニタリングを実施しているという流れとなっております。

なお、基本的に指定管理期間5年の単位で行っているところでございますが、施設に応じては、10年間の施設というところもございます。こちらにつきましては、5年ごとのサイクルを2回繰り返すというような流れになっておるというところでございます。

これを受けて、区の各施設のモニタリングのスケジュールということを下のほうにお示ししております。こちらは地域振興部所管以外の施設も一連で記載をしておりますけれども、その中でも地域振興部所管施設で本日ご報告する指定管理者施設が表のR4の列をご確認いただければと思いますが、上から2段目の千代田万世会館、それから二つ空けてスポーツセンター、それから九段生涯学習館、それから図書館の一連施設ということになっております。その他は今年度、モニタリングの対象外もしくは他の所管施設ということでご確認いただければということでございます。

以上、1-1の概要説明でございました。

では、続きまして、恐れ入ります、1-2、資料を1枚おめくりいただきまして、1-2でございます。個別の施設のモニタリング結果ということで、まずは万世会館、私どもコミュニティ総務課所管の万世会館の経営・財務モニタリングのご説明から始めます。

こちらの万世会館でございますが、外神田一丁目でございます区立の葬祭施設ということで、指定管理者、こちらは株式会社日比谷花壇というところになりますが、こちらは令和3年度に指定管理を更新し、その年に、前年度でございますけれども、労働環境モニタリングを行ったところでございます。そして、令和4年度、昨年度は2年目ということで経営・財務のモニタリングを行ったものでございます。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。

まず、1、経営・財務モニタリングの概要ですが、こちら手法としては、第三者評価機関、万世会館の場合は経営コンサルタント会社に委託をしたというところでございますが、そちらによる施設の運営・管理状況の確認及び財務状況の確認、それを書類や現場確認、ヒアリングなどで行ったというところでございます。

また、その視点といたしましては、財務や運営状況などで課題及び改善点を抽出するということになっております。

そうした流れでございますけれども、その横、右手の横でございますが、モニタリングの流れ、こちらはちょっと模式的に示しておりますのでご参考いただければと思います。

では、具体的に内容でございますけれども、3、経営・財務分析というところで、その結果でございます。まず、売上げに相当する（1）の利用状況でございますが、こちらはコロナ禍の影響ということがございまして、対象となる葬儀が短期間化、少人数化したということもございます。で、1件当たりの費用が下がったということで、計画時と比較いたしまして件数は同水準、件数は同水準であったところでございますが、金額の落ち込みが

大きく出たというところがございます。

また、万世会館、そういう葬儀がない場合は、会議室等の貸出しを行っている等でございますが、そちらの稼働はほとんどなかったという一方で、遺体の一時安置という、冷蔵庫がございますので、それを利用するというところ、やや上回ったというか利用があったというところが示されております。

また、2の財務状況でございますが、こちらは事業者自体が、その前の5年間も指定管理を行っていたということで、前回、令和2年度も行っていたところ、そことの比較になりますが、令和2年度が大きく赤字だったと。コロナ禍において、いろいろな制限があったということで赤字であったものの、3年度は黒字となっているというところがございます。

次に、4、提言・アドバイス、事業に関するご提案、評価というところがございます。こちらですが、記載の（1）から（4）の四つの視点の評価となっております。この中で具体的な改善の指摘がございましたのが（2）の施設・設備の維持管理というところでございますが、こちら個人情報の管理につきまして、若干不適切というところがございますので、そちらの改善を図るなどを行っております。

また、（3）運営業務に関しては、新たな利用方法の検討が望まれるとされるということで、こちらの事業者におきまして、自主事業の企画・運営や、新たな収入を確保する取組などを求められるということで、これは事業者において終活——終わりの活動の終活になります、のセミナーや葬儀体験など、新たな収入確保策を検討していたり、また、各サービスの質の向上では、職員の継続的な教育など、その実施状況を今後も区として継続して確認していくということになります。こういう形におきまして、事業の実施状況をこれからも継続的に把握いたしまして、より効果的、効率的なサービスに努めていきたいというところがございます。

なお、このモニタリング結果につきましては、当委員会ご報告の後、区ホームページで公表する予定でございます。

以上、万世会館の説明でございます。

○加藤文化振興課長 それでは、引き続きまして、私のほうから地域振興部資料1-3、令和4年度千代田区立図書館の労働環境モニタリングの結果をご説明させていただきます。

それでは、1番をご覧ください。労働環境モニタリングの概要ということで、対象は区立の図書館——千代田図書館、四番町図書館、それからまちかど図書館の二つ、そして日比谷図書文化館の合計五つの図書館のほうをモニタリングさせていただきました。

方法につきましては、社会保険労務士による現地の調査、書類の確認、また職員等の個別面接ということを実施しまして、時期につきましては、今年の1月から3月で行ったところでございます。

また、2番のモニタリングの流れでございますが、こちらのほうはご覧いただければと思います。

また、3番のモニタリングの主な視点ということで、（1）から（4）にある、（1）が職員の処遇、また勤務形態、36協定や就業規則などの整備が適正かというような内容。（2）としましては職員の身分の安定性ということで、労働時間、また休暇などの手続など適正であるか。また、（3）職員の労働環境・安全衛生ということで、健康診断の実施、

また産業医選任など安全衛生管理が適正かどうか。（４）外国人・障害者・高齢者の雇用管理が適正かどうかといったところを視点としております。

それでは、右側の４番の結果のほうをご覧ください。先ほどの視点のほうからそれぞれ記載のほうをさせていただいております。（１）の職員の処遇・勤務形態でございます。就業規則や労働条件の明示などの書類、また、労使の協定など点検しましたが、大きな問題は特になかったと。ただ、就業規則、また３６協定の周知不足といったところが一部ありましたが、指摘に応じて周知のほうがされたところでございます。

また、法定の帳簿類、契約書などは適正に作成・交付のほうをしていると。

その下の三つ目のポチでございますが、ここがちょっと指摘事項となっております。労働時間の管理は勤怠システムによって概ね適正であるが、一部で、日々の労働時間を１０分単位で集計していったり、残業時間を別日で調整したり、また、着替えている時間を労働時間に含めていないなど不適切なものがあつたので、これにつきましては指摘に応じて改善をされているところでございます。

以上のとおり、既に改善に取り組んでいるというところから、適正な雇用管理がされていると評価できるという結果になってございます。

続きまして、（２）の職員の身分安定性ですが、こちら各種届出類などにつきまして、社会労働保険の手続が適正であることを確認いただきました。また、有期の雇用労働者も適正に雇用管理されていると。

続きまして、次のポチ、育児・介護休業規程は適正に整備されているんですが、利用実績が少ないので、周知徹底が望まれるというご指摘でした。

また、時間外労働、休日労働は少ないものの、一部の職員が有給休暇のほうの取得が少ないということもありまして、計画的に取得するようにとご指摘がありました。

既に改善に取り組んでいるということから、職員の身分の安定性は良好とご評価を頂いたところです。

（３）の職員の労働環境・安全衛生でございます。健康診断、また、その診断結果に基づく医師からの意見聴取は適正に行われている。また、業務災害は発生していない。３番、職員との面接で、風通しの良い職場の醸成に努めているということを確認いただいて、こちらのほうも良好とご評価を頂いたところです。

また、（４）外国人・障害者・高齢者の雇用管理でございますが、それぞれこの区立の図書館、６者によるコンソーシアムで運営をしておりますが、それぞれの企業では外国人・障害者は雇用しているのですが、図書館においては雇用していないという意味でお読みいただければと思います。また、高齢者の雇用管理は適正だということで、特に問題は見受けられなかったという評価でございました。

今回のモニタリングを受けまして、一部対応を要する事項については改善を図ることができましたし、また、今後、区のホームページのほうに公表のほうをしております。

また、いずれにしましても、適正な労働環境を維持するというところで、区民サービスの質の向上につなげていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 それでは、資料１－４をご覧ください。令和４年度九段生涯学習館、労働環境モニタリングにつきましてご説明いたします。

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、九段生涯学習館の指定管理者として、ちよだすぼすたみらいが指定されました。こちらは美津濃株式会社を代表企業とするコンソーシアムでございます。令和4年度は、管理運営の初年度に当たるため、労働環境モニタリングを行ったところでございます。

資料の構成は、先ほどの千代田図書館と同様でございますが、左側の1、労働環境モニタリングの概要をご覧ください。対象は、千代田区立九段生涯学習館。方法は、社会保険労務士による現地確認、書類審査、規定監査、事務担当者及び雇用形態別職員の面接ヒアリング。実施期間は令和5年1月から3月でございます。

その下、2、モニタリングの流れは、千代田図書館同様でございますが、記載のとおりでございます。

その下、3、モニタリングの主な視点でございますが、こちらも千代田図書館と同じになりますが、ここに記載の四つの視点で調査を行いました。その結果が資料右側の4、結果（指摘事項と改善策）に示されております。その指摘事項と改善策ですが、軽微な指摘が3点ほどございました。

まず、（1）職員の処遇・勤務形態の二つ目の丸のところです。労働者の過半数代表を知らない職員がいたとのことですが、指摘に応じ、令和5年度の36協定締結については、適切に代表者の選出を行ったとのことと改善がなされております。

続きまして、四つ目の丸のところです。労働時間管理は、勤怠管理システムで行っている。一部打刻の時間と実態に乖離があったとのこととございますが、その部分については時間外労働はないことを確認したということとございます。

次に、（2）職員の身分の安定性の二つ目の丸のところとございます。雇用保険の非該当承認を受けていなかったとのこととございますが、指摘に応じ、承認申請されたということと改善がなされております。

以上3点の軽微な指摘事項がございましたが、いずれも改善されております。

また、その他の部分につきましては問題ないという評価を受けております。

最後に、資料右下の5、モニタリング結果の活用をご覧ください。モニタリングを通じて、先ほど申し上げました一部対応を要する事項につきましても改善を図ることができました。質の高いサービスを安定的に提供するためにも、適切な労働条件や良好な職場環境が維持されるよう、引き続き指定管理者に求めてまいります。

また、このモニタリング結果は、事業者へ通知するとともに、本委員会での報告後、区のホームページ上で公表してまいります。

1-4につきましては以上でございます。

続けてよろしいでしょうか。

○小林委員長 はい、どうぞ。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 続きまして、資料1-5をご覧ください。令和4年度千代田区立スポーツセンター、労働環境モニタリングにつきましてご説明いたします。

同じく、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、スポーツセンターの指定管理者としまして、ちよだすぼすたみらいが指定されました。令和4年度が管理運営の初年度に当たるため、労働環境モニタリングを行ったところでございます。

資料の左半分、1から3番につきまして、対象が千代田区立スポーツセンターでござい

ますが、モニタリングの概要、流れ、主な視点等は先ほどご説明しました九段生涯学習館と同じになりますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

資料右側の4、結果（指摘事項と改善策）ですが、スポーツセンターにおきましては、軽微な指摘が1点ございました。（1）職員の処遇・勤務形態の三つ目の丸のところ、ございます。一部の労働条件通知書に、有期雇用契約に必要とされる「相談窓口」についての記載がなかったとのことでしたが、指摘に依じて記載されたということで改善がなされております。

その他の部分につきましては問題ないという評価を受けております。

最後に、資料右側の5、モニタリング結果の活用につきましても、先ほどの九段生涯学習館と同様でございますが、モニタリングを通じて改善を図ることができ、質の高いサービスを安定的に供給するためにも適切な労働条件や良好な職場環境が維持されるよう、引き続き指定管理者に求めてまいります。

また、この結果は、事業者へ通知するとともに、本委員会の報告後、区のホームページで公表してまいります。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終了いたしました。委員からの質疑、質問を受けます。

○秋谷委員 説明、ありがとうございました。モニタリングの全体像のところ、2か、2の区民利用者アンケートというのがあるんですけども、まあ、ちょっと今、出てきたところでスポーツセンターのことになってしまうんですけど、紙で申請しているんですね。まあ、今、DX、DXとか言っている、紙で申請する上に、その紙にも毎回、登録者番号と代表者番号、で、住所を書いて、まあ、やる。それを申請した上で、その利用ができるってなったら今度はお金を払いにもう一回行くと。2回行く。で、多分、区民、まあ、今回、その労務とか経営とでちょっと話がかわっちゃうんですけども、本当に職場環境とか利用者の声ってなると、そういった声は届いていないのかなというのをちょっとお聞かせ願えますかね。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 スポーツセンターに限らず、そういったようなお話はいろんな施設では聞いておりますが、今回、そのスポーツセンターのほうに直接寄せられた声としましては、そういったお声というのはちょっと我々のほうには届いていない状況でございます。

○秋谷委員 まあ、多分、恐らくアンケートを書かない人とか、いるかもしれないんですけど、やっぱりその紙で二度手間になっているのもありますし、例えばそれこそ民間であれば、ねえ、お客様が使いやすいようにあれだけ、こういった、ここに載っている公共施設というのは、こっちからお願いしなくても利用者がたくさんいることですし、利用したかったら、まあ、勝手に申請してくれよみたいなものがある。でも、そこにちゃんと区民サービスとして手の届く、気持ちのいい利用実態になるように、もう少し役所側が目を光らせて利用実態を把握していただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 はい、ありがとうございます。個人利用につきましては、券を買うだけですので、そういった申請はないんですけども、今おっしゃっているのは団体利用のほうかなというふうに思います。今、スポーツセンターと九段生涯学習館の利用につきましては、団体利用につきましては、指定管理者のほうで運営している予約システ

ムがございまして、恐らくそこの絡みで全てを電子化できるかどうかという部分もあるのかなというふうに考えておりまして、ただ、こちらにつきましては指定管理者もまた5年間で替わってまいりますので、そこまでに今ご指摘いただいた件を踏まえまして、団体利用の方が少しでも手間を省けるように、システムの改良を含めて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○秋谷委員 じゃあ、最後。

○小林委員長 はい、秋谷委員。

○秋谷委員 そうですね、DX含め、きっとそういうシステムをもう一回見直しして、利用しやすくなれば、多分働かれている方たちも余計な労務が減るので、そこはちゃんと区がバックアップしてやっていていただければと思います。

○小林委員長 DXなの。DX。いやいや、違う違う、あのね、所管が今こうやって指定管理者にやっていただくと、向こうのシステムができていなければ、ずっと紙で続いちゃうよねということでしょ。そういうのを区が指導して、DXみたく、いや、団体が申し込みやすいとかいうのは、まさにDXじゃないんですかという質問だと思いますけど、そういう場合はどこが指導していくんでしょうかというのだと思う。

○村木デジタル担当部長 委員長。

○小林委員長 デジタル担当部長。

○村木デジタル担当部長 ただいまのスポーツセンターの利用につきまして、デジタル化、これによる利便性の向上、あるいはここで働いている方々の労働環境の向上、そういったことについてご指摘がございました。現在、区全体のDXのほうは私も進めているわけなんですけど、特にこういった指定管理者のような、そういった場合に、どういう形でデジタル化を進めていくかというのは、これは一つの課題だというふうに認識してございます。先ほど担当課長のほうからも話がありましたが、指定管理者の場合ですと、指定管理者が用意しているシステムというのを利用する場合もございまして、図書館のように区で用意していく場合もございまして。そういったものをどうやって整理していくか、その上で利便性の向上、今言った職場環境の向上、そういったものを区の中だけでなく、こういった指定管理者施設についてもどうやって向上させていくかというのは一つの課題というふうに認識してございます。

○小林委員長 どこがやるの。

○村木デジタル担当部長 全体としては我々のほうということになるかと思いますが、それぞれの施設に応じて特色とかございますので、そこはやはり現場に近いところで一番最も適した形のデジタル化、それを検討して行って我々がバックアップしていきたいというふうに考えてございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○永田委員 この指定管理のモニタリング全般を見て、公共施設の管理というのは、無難さというんですかね、そういうのを求められているのかなと思って。5年、10年ってたつと、まあ、人材も固定化してきたり、惰性になってくるんじゃないかなと感じるんです。このモニタリングの中で、例えば指定管理の中で提案だったりとか改善、そういった項目

というか、そういう要素というのではないのでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 はい、例えば事例ということで、1-2の万世会館のところでございますけども、こちらの提言・アドバイスというところの中で、ちょっとご説明でも触れましたけども、常々そういう職員に対して新しい知識、知見を得るようというところ、こういったご指摘は頂いていると。これは各施設それぞれ同様にご指摘も頂いているというところでございます。で、こういうことに関しまして、区のほうでも、毎年の協定というか、事業の運営実績を確認する中で、そういう取組をやっているかというところは確認をしております。

○永田委員 職員の労働環境の改善とか提案というのは、それはもう日常的にあると思うんですけど、もう少し根本的な、その施設そのものを、例えばもう少しこういうふうに変えていきたいとか。というのも、どうしても公共施設というのは魅力に欠けるんですね。大体何か、それはもう惰性でやっているから、これは固定化しているからで、例えば次の入札のときにも、その施設が魅力的でなければ例えば入札不調になったりとか、優良な企業がその指定管理をやりたいというか、入札したいというふうにならないと思うんですね。そういった視点について、どう考えていますか。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、やはり、こちらの指定管理者、ある意味この業務を一定期間請け負うような形ということでございまして、当初、その選定においてもそうなんですけども、どれだけ自分なりの自主的な工夫ができるかということも観点でございます。

で、指定管理者、一部でございますけど、こういう自主事業ですから、利用のほうを拡大すれば、そういう収入にもつながるといってございまして、おおむね民間企業等が多いところでございますけど、そういうところを一つの視点として、ただ、なおかつ公共施設ですので、適正な範囲というところはございますが、そういった形で指定管理者の選定に際して、そういう評価も加えていくということもございまして、引き続き行っていくところもございまして。

○永田委員 どうしても公共施設なので老朽化したりとか、限界があると思うんですけど、中には企業のイメージと合わないから、その指定管理にあまり積極的でないとか、これまでも担ってきたから、これまでの関係で続けているみたいな、そういうことも聞こえてくるので、モニタリングしながらも、行政のほうからも、施設そのものの問題というんですか、改修のタイミングとか、あと、行政側から提案するというか、そういったいろんな改善をする、いろんな情報をもっと少し集める。あと、同時に、入札時には、受身だけではなくて、ある程度こちらから優良な企業を探して提案する、提案するというか、声をかけるようなことは可能なんではないでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 まず、現状の指定管理に関しての区との関係でございまして、あまりにもその指定管理に不良なところと申しますか、改善が必要なものがございましたら、これ、改善計画書なりを出させると。そういうきちとした措置をさせるといって、で、それに従わない、あるいは不十分な場合は、もう次の選定には、その大きな評価を、評価のマイナスという形になるということ、ある一定の、現状でもですね、業務に対して、そういう評価事項を持っているというところもございまして。

で、改めてその選定委員会が、この基本的に次の指定管理に向けてというところで、こ

うした評価を得て、選定の仕方、あるいは選定業者の選び方というものを検討していくところでございますけども、十分にそこは反映するように常々行っているところですけども、引き続きそういう点は留意して行いたいというふうに思います。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○田中副委員長 このモニタリングを実施されている社労士さんと公認会計士さんの選定方法と、モニタリングにかかる費用ですね。それと、あと指摘事項改善策の達成度の確認方法を教えていただけますでしょうか。

○小林委員長 3点。それぞれ。

○千賀コミュニティ総務課長 それぞれ……

○小林委員長 それぞれ。

○千賀コミュニティ総務課長 今、万世会館でございますが、こちらは財務・経営のモニタリングということで、すみません、ちょっと金額は、ちょっと、30万程度だったというところがございますけども。

○小林委員長 モニタリング全体だよ、モニタリング全体。その……

○千賀コミュニティ総務課長 全体……

○小林委員長 幾らかということでしょう。個別契約。

○千賀コミュニティ総務課長 個別に契約していました。（発言する者あり）

○小林委員長 個別。

○千賀コミュニティ総務課長 はい。

○小林委員長 労働のほうは30万円ね。

○千賀コミュニティ総務課長 はい。

○加藤文化振興課長 経営財務の……

○小林委員長 経営財務のほうは30万円。はい。

○千賀コミュニティ総務課長 これは契約の金額の関係で、軽微な契約ということで、随意契約ということにさせていただいています。

それから、その確認につきましては、先ほどご案内でございますけども、こうした評価をこの事業者と共有して、その点を、都度、こちら、区の担当者のほうで確認しているというところがございます。

○小林委員長 答えていないじゃん。何で随契にしたのという。どうやって選んだの。（発言する者あり）

課長

○千賀コミュニティ総務課長 経営……（発言する者あり）そうです。経営コンサルタント会社、こういう実績のある経営コンサルタント会社と随意契約をしたというところがございます。

○小林委員長 はい。答えて……

○加藤文化振興課長 文化振興課長。

○小林委員長 はい、どうぞ、課長。

○加藤文化振興課長 それでは、私のほうから、図書館のほうの労働環境モニタリングでございます。

調査を実施したのは、今回、東京都の社会保険労務士さんが、皆さん所属する社会保険労務士会というところの、千代田統括支部というところがございまして、そちらに特命随契でお願いをしたところでございます。

金額につきましては、最終的に72万500円でございます。で、今回、そちらのほうにつきまして――大体、労働環境モニタリングは、その千代田統括支部さんのほうに依頼をして、その所属の中の社会保険労務士さんのほうに派遣をお願いするというような形で実施しているところでございます。

○小林委員長 生涯学習・スポーツ課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 スポーツセンターと九段生涯学習館につきましても千代田図書館と同様になるんですけども、東京都の社会保険労務士会の千代田統括支部に、特命随意契約で委託してございます。委託金額が、2施設、4事業者で、47万3,000円となっております。

委託内容は、労働環境全般、例えば就業規則や36協定の状況だったりとか、法定帳簿の作成、保管状況、あるいは職員の健康診断、ストレスチェック等々でございまして、そして、監査していただいた後の報告書が我々のほうに上がってきておりまして、それを社労士さんたちと我々で共有して、その結果を反映していくというふうな形でございます。

○小林委員長 はい。

○千賀コミュニティ総務課長 委員長、ちょっと補足でございます。

○小林委員長 はい、補足。課長。

○千賀コミュニティ総務課長 失礼いたしました。金額でございますけども、35万6,400……

○小林委員長 何が。

○千賀コミュニティ総務課長 万世会館でございますが、万世会館のほうの経営モニタリングは35万6,400円で、株式会社ブレインファームというところに契約をしております。

○小林委員長 はい。

よろしいですか。副委員長。

○田中副委員長 そうすると、報告だけで、実際に改善されたかを見に行かれたりとかということではなくということでしょうか。

○小林委員長 はい。改善されたかどうかの確認はどうしているのかと。

はい、課長。

○千賀コミュニティ総務課長 先ほど冒頭でもご説明いたしましたけども、まず、こういったモニタリングを行ったというこの結果につきまして、改めて事業者と共有をするというところがございます。で、これにつきましての確認というか、実施状況の確認というのは、これは基本的に区のほうが、またこれから事業者の運営状況を確認する中で、個別に確認していくというところでございます。

○小林委員長 課長。

○加藤文化振興課長 労働環境のほうでございますが、すみません、先ほどの私のほうから説明させていただいた地域振興部資料1-3のほうをご覧いただければと思います。

これ、基本的に、経営財務のほうも同様でございますが、モニタリングの流れ、2番の

ほうの流れのほうを見ていただければと思います。現地調査、書類確認、個別面接をした後、その後、その結果について協議をしまして、その内容の結果を確定させていただきます。その後、改善計画というのを事業者のほうに作成していただいて、その改善計画がちゃんとできているかどうか、それを必ずフォローアップさせていただきながら、毎月の月次報告の際等にチェックをさせていただいていると。これは基本的な流れでございます。

○小林委員長 課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 生涯学習館とスポーツセンターも今の図書館と同様でございますけれども、今回は特に大きな指摘事項がございませんで、その場で改善がなされたということでございますので、仮にこれが大きな指摘事項等々でございましたら、当然、我々のほうも関与していかなければいけない話でございますので、必要に応じて、現地に赴いたりとかもする予定でございます。

以上です。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 今回、労働環境モニタリングのほうについてお伺いいたします。

今回は、労働環境モニタリングというところで目的と内容がありまして、その中に従業員の面接という項目があります。これ、全部並べてみると、それぞれいろんな方々が行っていらっしゃるんで、多分、切り口それから面談の仕方が違うと思うんですけども、モニタリングの流れのところにある現地調査、書類確認、個別面接というふうにあります。これは具体的にどういう対象者に面接をして、どういう内容をヒアリングしているとか、そうした詳細というのは報告書として上がってくるんでしょうか。

○加藤文化振興課長 各者ごとのモニタリングの調査報告書を頂いております。その中に、こういった形で面接をしたか。本当に現場に社労士さんに行っていたら、その場の、本当に職員をつかまえて、個々、一人一人、別室に入らせていただいてヒアリングをさせていただくと。これが基本的なやり方で、最後は管理監督者の方に当然面接をさせていただいて、全体の流れのほうを確認させていただいているというような報告書になってございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。やはり、この書き方を見ていると、「職員との面接で」というくだけで始まっていて、管理者がどういう対応を日頃しているかというのが、何となくイメージができるものもあれば、ハラスメント事案は発生していないけれども、万が一に備えて相談窓口を周知している。これって、管理者側からの目線だろうなというのが、何となく見てとれます。

偏った面接よりも、やはり、今、課長からご答弁がありましたとおり、いろんな層の人たちに話を聞くというのが大事だと思いますし、また社労士さんによって、どの程度の内容までヒアリングをされているのかというのが、ちょっとこれだけでは見えない部分がありますので、報告書として委員会に上げるのはこの程度になるかと思うんですけども、ぜひ、やっぱり今、人をまた新たに配置するとかというのも、非常に難しい時代になってきていると思いますので、ぜひ、こういったところで、人によって職場の環境が変わりやすいところについては、特にご留意を頂けると大変ありがたいなと思いますが、いかがですか。

○加藤文化振興課長 今おっしゃっていただいたとおり、特にハラスメント関係につきましてどういうふうな周知ができていくかといった部分、本当に、本当に職員の方々の居心地のよさ、また、それに伴って、そのまま雇用を継続していただけるかといったところにまさしくつながっていくかと思えます。

そういった、ちょっと今回、図書館のほうはちょっと、一部足らなかったところがあるというご指摘も頂いておりますので、そういったところの周知啓発、また相談窓口がどこになるのかといったところにつきましては、これはフォローアップのほうを区としてもさせていただきますしたいと思います。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 手短に、地域振興部資料1-3と4と5で、モニタリング結果の活用というところを見ていまして、たまたま4と5が一緒に、3がちょっとだけ違う。すごいいいことが書いてあるなと思って。

で、これ三つ書いてあるんですけど、一つ、その、3、4のほか、4、5のほうには、質の高いサービスを安定的に供給するためにも、適正な労働条件には良好な職場環境が維持されるように指定管理者に求めていくと。で、3のところがないのが、この結果を基に適正な労働環境にということで、区民サービスの質の向上につなげていくという。四つあったらいいだろうなと思って、ぜひ、意識してやってください。よろしく申し上げますと、それだけでした。どうも、すみません。

○加藤文化振興課長 確かにこちらのほう、資料1-4と5のところ、すみません、記載ぶりがちょっと変わっていったところで、申し訳ございません。もちろん、この結果につきましては、事業者のほうへの通知のほうはさせていただきます。

以上です。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○大坂委員 万世会館の財務モニタリングのところについて、お伺いします。

細かな数字になってしまうんですが、コロナ禍で大分葬儀の形が変わってきているという状況の中で、数字を見ると、経営のほうは特に問題がなかったのかなというような結果が出ているというふうに、認識はしています。今後も引き続き細かな分析をして、この万世会館自体がどういう方向に進んでいくのかということところはしっかりと検討していかなければいけないのかなと思っているんですけども。

1点だけ、財務状況の収入のところ、黒字が維持できているという話になっているんですけども、その収入の内訳のところ、指定管理料が、令和2年度は1,700万円で、令和3年度で500万ほど上がっていますよね。ここの仕組みのところ、ちょっとよく分からないんですけども、要は、葬儀の数自体は増えていて、利用料も上がっていて、で、指定管理料が極端に増えているというところで黒字が確保できているように見えているんですけども、何かこのところ、特別な事情とかがあれば、説明をお願いいたします。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、こちらの指定管理料でございますけども、基

本的には当初の事業計画に沿って検討していくところなんですが、毎年の運営状況ですとか社会情勢に応じて必要な経費というものが、現状、物価高というところもありますので、そういうところは、ある一定程度反映させるというところがございます。そうですね、全体的に利用が低下しているというところの根本的な課題はありますけども、一つ、運営を維持するというところでは、そういったところで指定管理料を柔軟に考えているというところがございます。

○大坂委員 ということは、これ、指定管理料というのは、一番最初に契約をして、その後、その年の社会状況とか、そういったところによって、かなり変動があるものとして認識してよろしいんでしょうか。で、その金額の変動というのは、こういった形で確定しているのか。当初予算との関係とかというのはどうなっているんですかね。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、1枚目の全体像の中の3番の表がございますけど、ここで最初に、募集・提案の時点で、選定委員会において、基本的な今後の事業の計画と、それから経費の運営状況というのは、計画上、策定をされているというところがございます。で、これに応じて毎年の、年間の管理料というか運営費を、双方協議の上、選定していくというところがございます。

今般のこの状況におきましては、労務費等の高騰、いろいろな物価の高騰というところもございますので、そういった一定の範囲は毎年の協議の中で反映できるというところもございますので、そういった中で次年度の予算組みをして、指定管理料を決定しているというところがございます。

○清水地域振興部長 本的には担当課長が申し上げたとおりなんですけれども、指定管理者制度におきましては、ご案内のとおり、指定管理者を指定するというのはご議決を頂きます。議会でご議決を頂いて、事業者を選定をするという流れになります。その際に、万世会館であれば通常5年、福祉施設であれば10年のところがございますけれども、指定管理期間を定めて事業者を選定する。で、指定管理期間を定めたときに、その期間の指定管理料、トータル5年なら5年、10年なら10年のトータルの指定管理料というものを定めて、債務負担をかけさせていただいて、予算で担保をします。その期間の指定管理料を定めるということにしています。したがって、基本的には、そのトータルの期間での指定管理料は変動しないということになります。

ただし、今、課長が申し上げましたとおり、例えば賃金水準が大きく変わったとか、あるいは物価高騰があったとか、その決めたとときと社会経済状況が大きく変わったというようなときには変動することもあり得るというのが原則でございます。で、その期間の中で、1年ごとに、この、トータルでは債務負担をかけさせていただきますけど、1年ごとのお支払いの金額はどういうふうにするかというのは、1年ごとに現年度の協定を結んで、お支払い金額はこれというふうにはしていくのが、現実的にはやっているところがございます。

○小林委員長 コロナのときに、コロナが発生したときに利用率がぐんと減っちゃって、区で費用を出しましたよね、指定管理者に。そのときは、契約1年、コロナが出るなんて分かっていないから、区で議決して出したんだけど。そういうことは間々あり得るということでしょう、時代が変われば。全部やりましたっけ、指定管理者。物によって違うということ。こういう利用者のものであるというのは、前、3331なんかはやりましたよね。出した

りしてましたよね。

あ、ちょっと休憩します。

午後0時09分休憩

午後0時11分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑を終了、(1)の指定管理者施設に関するモニタリングについての質疑を終了いたします。

すみません。皆さん、委員の皆さんにお願いしたいんですけど、あと報告事項一つなんで、あと、その他ですから、やらせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 じゃあ、すみません、それでは引き続き、次に、(2)第61回千代田区民体育大会について、理事者からの説明を求めます。

○沖田スポーツ推進担当課長 それでは、地域振興部資料2に基づきまして、第61回千代田区民体育大会についてご説明いたします。

前回6月13日の委員会で報告して以降、連合町会や体育協会、スポーツ推進員協議会等で構成する実施委員会ですとか運営委員会を開催いたしまして、各委員にもご確認を頂きながら、大会の内容について検討を進めてきました。本日は、大会の内容がおおむね決まりましたので、その内容をご報告するものでございます。

まず、項番1の開催日時と会場ですが、こちらは記載のとおりでございます。

項番2の実施委員会と運営委員会の開催状況ですが、実施委員会を3回、運営委員会を2回、実施してまいりました。主な議題としましてはここに記載のとおりでございます。こういった議題を取り扱い、委員の皆様と大会の内容をつくり上げてきたところでございます。

その検討結果として、まず項番3のプログラムですが、表のうち得点種目は連合町会対抗となる種目で、オープン種目は誰でも参加できる枠となっております。例年と内容は大きく変わっておりませんが、得点種目のうち、丸2の大玉転がしについては、綱引きに代わる種目として、今年度より実施することとしております。その他イベントにつきましても、記載のとおりでございます。

項番4、その他ですが、会場のレイアウトを裏面につけておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

会場のレイアウトにつきまして、図面右側のテニスコート内ですが、アーバンスポーツが体験できるブースですとかワークショップブース、姉妹都市物産ブースや区関連のイベントブースを設けます。

また、隣の児童遊園内では飲食ブースとし、キッチンカーを設置するなど、町会に属していない区民等、誰もが参加できるような取組を実施する予定でございます。

なお、図面中央のフィールド内では、例年どおり得点種目とオープン種目を実施いたし

ます。

また、高齢者ですとか障害者の招待席を設けるとともに、町会に属していない区民の方も観覧できるよう、一般席を設置いたします。加えて、会場内に大型ビジョンを設置し、大会の様子や町会の様子等を映し出す予定であります。

また、今年度は児童遊園やテニスコートで新たな取組を行うことから、動線が重ならないように、入場門を市ヶ谷駅側に、退場門を四ツ谷駅側に変更いたします。

なお、後ほどご説明いたしますけども、フィールド内の神田駅東地区と岩本町東神田地区の下2か所と、テニスコート横のエリアに楕円の印をマークしておりますが、こちらに煮炊き可能エリアを設けてございます。

また、喫煙ブースですとかトイレも設置する予定ですが、設置場所につきましては、動線などを踏まえ、現在検討中でございます。

恐れ入りますが、表面に戻っていただきまして、（2）綱引きに代わる代替種目ですが、先ほどご説明したとおり、今年度は大玉転がしを実施いたします。

（3）煮炊きにつきましては、中止にしたほうがよいという意見があった一方で、地域からは例年どおり実施したいという強いご要望もございまして、第3回実施委員会にて、煮炊きを行う場合は、事前の届出を行っていただきまして、先ほどのレイアウト図で示した、あらかじめ指定した場所で実施するという事で、満場一致となりました。

（4）開催又は中止の当日の周知ですが、区HPや旧T w i t t e rである公式X、ニッポン放送ラジオスポットにて、午前6時前後に開催又は中止の周知をいたします。なお、LINEでも周知できるよう、現在調整中です。

それから、東京ケーブルネットワークで午前6時5分から午前6時半頃、午前8時半から午前9時頃に、静止画像で開催又は中止の周知をいたします。

最後に、中止の場合のみですが、千代田区防災無線にて、午前8時に「中止する」旨を放送いたします。

なお、体育大会の実施については、10月5日号の広報紙にお知らせをいたしますので、よろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

あ、じゃあ、入山委員。

○入山委員 何年ぶりの、まず開催でしたっけ。

○沖田スポーツ推進担当課長 今年は7年ぶりの開催となります。

○入山委員 ありがとうございます。大分、変更点というのは——お弁当とかというのはどうなったんでしょうか。

○沖田スポーツ推進担当課長 変更点でございますが、今ご質問を頂いたお弁当につきましては、例年と同様に配付をする予定でございます。

○入山委員 ほかに何か変わった点というのは、何かありますか。

○沖田スポーツ推進担当課長 先ほどご説明いたしましたが、児童遊園におきましてはキッチンカーを設置するなど、町会に属していない区民の方が気軽に参加できる取組を実施

してまいります。

また、テニスコートにつきましては、アーバンスポーツの体験ということで、現在検討中ではございますが、クライミングですとかパルクールといった、そういった新競技を実施できるような形で考えてございます。また、イベントブース等を設置する予定でございます。

○入山委員 費用については、どれぐらい変わっているのでしょうか。

○小林委員長 じゃあ、もう、費用とお弁当数とかキッチンカーのやり方とかも、ちょっと説明してください。

担当課長。

○沖田スポーツ推進担当課長 今年度は、この体育大会実施に伴う設営と運営等業務を委託しておりまして、総額で4,069万5,600円となっております。で、弁当の配付につきましては、8,000超の弁当をお配りする予定であります。

以上でございます。

○小林委員長 あの、あれは。キッチンカーがどうの。

○沖田スポーツ推進担当課長 失礼しました。さらに、キッチンカーにつきましても、この委託業務の中に含んで、5台程度設置する予定であります。

○小林委員長 有料。

○沖田スポーツ推進担当課長 キッチンカーにつきましては有料で、こちらのほうは設置をするというふうになってございます。

○小林委員長 はい。

入山委員。

○入山委員 ありがとうございます。大分、金額もかかっていると思うんですけども、楽しみにしている区民の方もいらっしゃると思うので、ぜひ、いい大会にしてもらいたいと思っています。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしく——あ、どうぞ。じゃあ、担当課長。

○沖田スポーツ推進担当課長 大変楽しみにしているということで地域からも声が上がっておりますので、ぜひ、皆様にも来ていただきたいと思っておりますし、記憶に残るような、楽しい区民体育大会にしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小林委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 1点だけ。今回から人工芝の会場になると思うんですけども、この全体的な使い方、メンテナンス等々も踏まえて、道路公園課等々の情報共有ですとか、この使い方、ここまではいいよとか、終わった後にどういうメンテナンスが必要だよとか、そういったところの情報共有というのはしっかりとやられていらっしゃるのかというところがちょっと心配なので、確認をお願いいたします。

○沖田スポーツ推進担当課長 今回、人工芝生化に伴いまして、新たに大玉転がしを実施することとなりました。で、例年は綱引きを実施しておりまして、町会の方、各20名出ただいて、相互に綱を引っ張るということでやっておりましてけども、道路公園課に確認したところ、やはり、そういった競技を実施しますと、相互に力が加わって、人工芝のほうに影響がある、損傷を与える可能性があるということで、今回は大玉転がしのほう

に変更したところでございます。

大会実施後につきましても、洗浄や清掃を行うとして、メンテナンスしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（２）第61回千代田区民体育大会についての質疑を終了し、日程2の報告事項を終了いたします。

それでは、次に入ります。日程3、その他。

何かございますか、委員の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 理事者は。（「ありません」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、報告事項はございませんでしたので、本日は、この程度をもちまして、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時20分閉会